

Ⅶ 広報・通信

資料 27 流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	1	平方 1 号公園	
	2	駒形神社	
	3	東深井 5 号公園	
	4	江戸川台 7 号公園	
	5	江戸川台 12 号公園	
	6	北 3 号公園	
	7	江戸川台 16 号公園	
	8	若葉台 1 号公園	
	9	青田 2 号公園	
	10	美田 2 号公園	
	11	十太夫 1 号公園	
	12	野々下 1 号公園	
	13	松ヶ丘公園	
	14	東部中学校	屋上
	15	不二公園	
	16	向小金 3 号公園	
	17	八木中学校	屋上
	18	美和 2 号公園	
	19	赤城山公園	
	20	南流山 6 号公園	
	21	南流山中央公園	
	22	宮園 1 号公園	
	23	鱒ヶ崎 1 号公園	
	24	流山市役所	屋上
	25	東深井 11 号公園	
	26	東深井福祉会館	
	27	東深井小学校	屋上

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	28	名都借 2 号公園	
	29	江戸川台 1 号公園	
	30	平方 3 号公園	
	31	平方村新田自治会館	
	32	常盤松中学校	屋上
	33	初石 6 号公園	
	34	駒木 3 号公園	
	35	野々下 6 号公園	
	36	松ヶ丘 2 号公園	
	37	向小金 4 号公園	
	38	向小金福祉会館	
	39	平和台 4 号公園	
	40	宮園 2 号公園	
	41	流山小学校	屋上
	42	旧流山幼稚園	
	43	南流山 9 号公園	
	44	南流山 2 号公園	
	45	西深井 10 分団	
	46	こうのす台 3 号公園	
	47	江戸川台 9 号公園	
	48	北部公民館	屋上
	49	江戸川台 7 号緑地	
	50	駒木台福祉会館	
	51	初石 1 号公園	
	52	初石 10 号公園	
	53	南福祉会館	
	54	駒木 4 号公園	
	55	西初石 5 丁目	
	56	旧長崎保育所	
	57	東小学校	屋上
	58	総合運動公園	
	59	中自治会館	
	60	南部中学校	屋上
	61	中央公民館	屋上
	62	平和台 6 号公園	

無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	63	観音寺	
	64	流山北小学校	
	65	東深井本宿緑地	
	66	上貝塚	
	67	小山小学校	
	68	流山おおたかの森駅南口公園	
	69	水道局	
	70	茂侶神社	
	71	西平井調整池	
	72	南流山中学校	
	73	木地区調整池	
	74	生涯学習センター	
	75	八木南小学校	屋上
	76	西平井浄水場	
	77	流山おおたかの森駅東口 都市広場	
	78	おおたかの森9号緑地	
	79	おおたかの森小・中学校	

注

- 1) 固定系子局は、すべて同報系子局用固定局である。
- 2) 備考欄の「屋上」とは、設置場所が建物の屋上にあるものをいう。

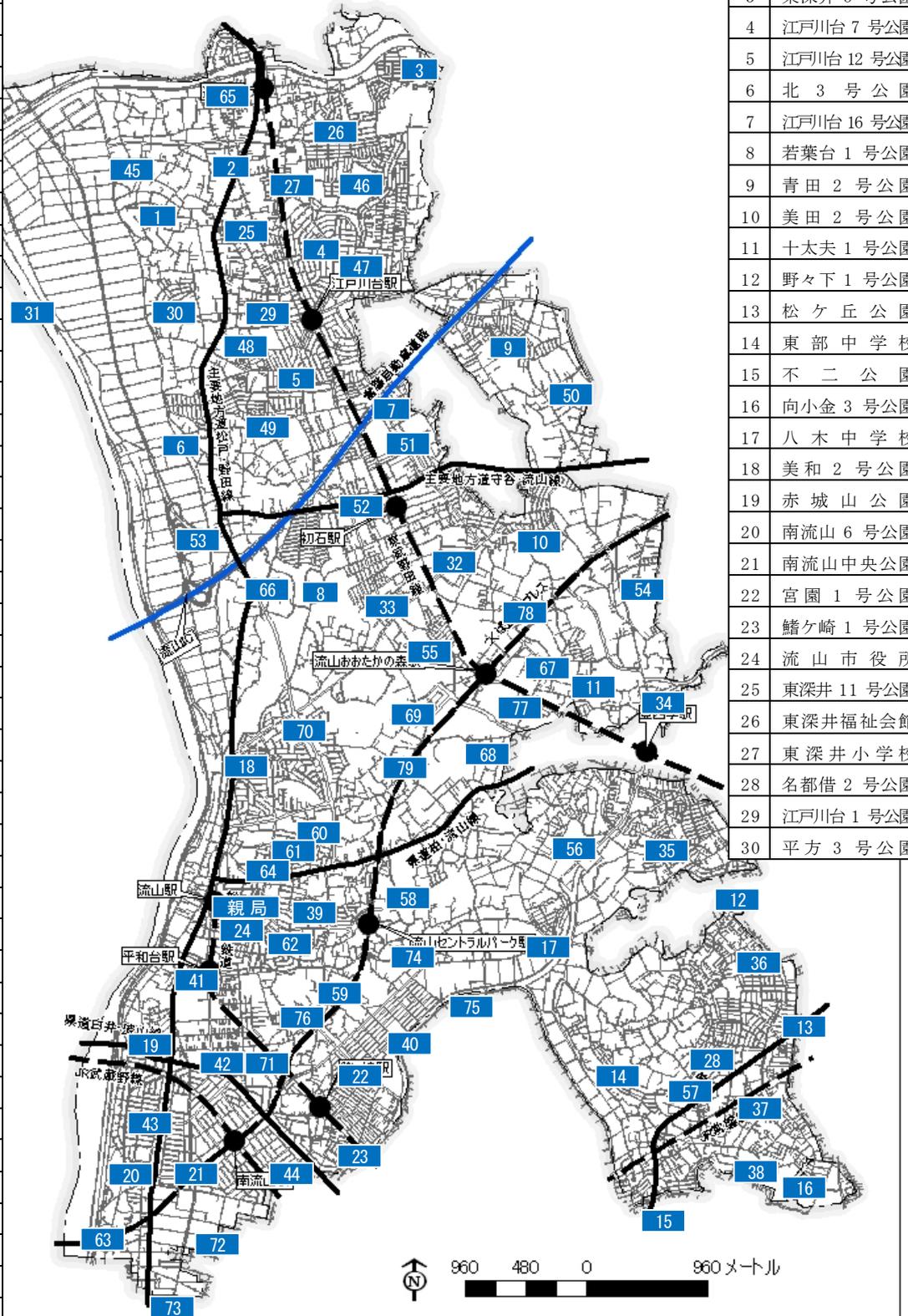
出典：防災行政無線固定系施設の配置図

資料 28 防災行政無線固定系施設の配置図

平成 28 年 12 月現在

31	平方村新田自治会館
32	常盤松中学校
33	初石 6 号公園
34	駒木 3 号公園
35	野々下 6 号公園
36	松ヶ丘 2 号公園
37	向小金 4 号公園
38	向小金福祉会館
39	平和台 4 号公園
40	宮園 2 号公園
41	流山小学校
42	流山幼稚園
43	南流山 9 号公園
44	南流山 2 号公園
45	西深井 10 分団
46	こうのす台 3 号公園
47	江戸川台 9 号公園
48	北部公民館
49	江戸川台 7 号緑地
50	駒木台福祉会館
51	初石 1 号公園
52	初石 10 号公園
53	南福祉会館
54	駒木 4 号公園
55	西初石 5 丁目
56	長崎保育所
57	東小学校
58	総合運動公園
59	中自治会館
60	南部中学校
61	中央公民館
62	平和台 6 号公園
63	観音寺
64	流山北小学校
65	東深井本宿緑地
66	上貝塚
67	小山小学校
68	おおたかの森南口公園
69	水道局
70	茂侶神社
71	西平井調整池
72	南流山中学校
73	木地区調整池
74	生涯学習センター
75	八木南小学校
76	西平井浄水場
77	流山おおたかの森駅
78	おおたかの森 9 号緑地
79	おおたかの森小・中学校

No.	局名
1	平方 1 号公園
2	駒形神社
3	東深井 5 号公園
4	江戸川台 7 号公園
5	江戸川台 12 号公園
6	北 3 号公園
7	江戸川台 16 号公園
8	若葉台 1 号公園
9	青田 2 号公園
10	美田 2 号公園
11	十太夫 1 号公園
12	野々下 1 号公園
13	松ヶ丘公園
14	東部中学校
15	不二公園
16	向小金 3 号公園
17	八木中学校
18	美和 2 号公園
19	赤城山公園
20	南流山 6 号公園
21	南流山中央公園
22	宮園 1 号公園
23	鱒ヶ崎 1 号公園
24	流山市役所
25	東深井 11 号公園
26	東深井福祉会館
27	東深井小学校
28	名都借 2 号公園
29	江戸川台 1 号公園
30	平方 3 号公園



資料 29 流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧

無線系の種別		呼出名称		設置場所
基地局		ぼうさいながれやま		防災行政無線室
陸	車載型	ぼうさいながれやま	1	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	2	河川課
		ぼうさいながれやま	3	財産活用課
		ぼうさいながれやま	4	道路管理課
		ぼうさいながれやま	5	財産活用課
		ぼうさいながれやま	6	道路管理課
		ぼうさいながれやま	7	道路管理課
		ぼうさいながれやま	8	財産活用課
		ぼうさいながれやま	9	道路管理課
		ぼうさいながれやま	10	道路管理課
		ぼうさいながれやま	11	道路管理課
上 移 動 局	携帯型	ぼうさいながれやま	101	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	102	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	103	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	104	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	105	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	106	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	107	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	108	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	109	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	110	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	111	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	112	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	113	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	114	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	115	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	201	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	202	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	203	防災危機管理課

資料 30 流山市防災行政無線系管理運用規程

昭和 6 1 年 4 月 1 日
訓令第 6 号

改正 昭和 6 1 年 1 2 月 1 2 日訓令第 9 号	昭和 6 3 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号	平成 2 年 3 月 3 0 日訓令第 3 号
平成 3 年 1 月 2 3 日訓令第 1 号	平成 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号	平成 9 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日訓令第 1 号	平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 9 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日訓令第 2 号	平成 2 9 年 1 月 6 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市防災行政無線系の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市の施設内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる同報系子局用固定局及び受信設備をいう。
- (7) 無線系 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の総称をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。

(無線系の設置場所等)

第 3 条 無線系の設置場所等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(職員の配置)

第 4 条 無線系に総括管理者及び管理責任者を置く。

- 2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局に通信責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線系の管理及び業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、無線系の管理及び業務を行うとともに、通信責任者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。

(通信責任者)

第7条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、通信担当者を指揮監督し、それぞれが維持管理する基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の管理及び業務を円滑に遂行しなければならない。

2 通信責任者は、総括管理者が指名した者とする。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、法令に従い、通信操作、技術操作その他必要な維持管理を適切に行わなければならない。

2 通信担当者は、無線従事者をもって充てる。ただし、充てるべき無線従事者がいないときは、総括管理者が指名した者をもって充てることができる。

(通信の確保)

第9条 総括管理者は、災害その他の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに通信を確保するため、通信の統制その他の必要な措置を講じなければならない。

(無線設備の借受)

第10条 陸上移動局の無線設備を借り受けようとする者は、防災行政無線貸出簿（別記第1号様式）に課名、使用者その他の必要な事項を記入の上、当該無線設備を管理している通信責任者の承認を受けなければならない。

(通信担当者の特例)

第11条 前条の規定による承認を受けた無線設備の使用者が、第8条第2項に規定する通信担当者でないときは、この者を通信担当者とみなす。

(無線設備の保守点検)

第12条 管理責任者及び通信責任者は、それぞれが管理する無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備保守点検基準（別表第2）に定めるところにより、無線設備の保守点検を行わなければならない。

(無線設備の点検報告等)

第13条 通信責任者は、通信担当者に無線設備を毎日点検させ、無線設備点検記録簿（別記第2号様式）に必要な事項を記入させなければならない。

2 通信責任者は、毎月5日までに前月の無線設備の点検の状況を前項の無線設備点検記録簿により、管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通信責任者は、無線設備の異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の無線設備の点検記録の状況を取りまとめ、かつ、無線設備点検記録年間状況報告書（別記第3号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

(基地局及び固定系親局の運用状況の報告等)

第14条 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、通信担当者に毎日の基地局及び固定系親局の運用状況を無線業務日誌（別記第4号様式）に記入させなければならない。

2 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、毎月5日までに前月の基地局及び固定系親局の運用状況を前項の無線業務日誌により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の基地局及び固定系親局の運用状況を取りまとめ、かつ、基地局及び固定系親局運用状況報告書（別記第5号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第15条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能を確認し、及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

（2）定期通信訓練 毎年4半期ごと

（無線従事者の養成）

第16条 総括管理者は、無線系の運用体制に支障を来たさないよう常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（研修）

第17条 総括管理者は、毎年1回以上、通信担当者に対して電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令等について研修を行うものとする。

（書類等の備付け）

第18条 基地局及び固定系親局には、正確な時計を見やすい場所に備え付けておかなければならない。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局には、別表第3左欄の区分に従い、同表中欄に掲げる業務書類を備え付けておかなければならない。

3 前項の業務書類の処理方法は、別表第3右欄のとおりとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和61年12月12日訓令第9号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年1月23日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第2号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第2号抄)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月6日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条)

(その1) 資料29に示す。

(その2) 資料27、資料28に示す。

別表第2 (第12条)

(その1)

無線設備保守点検基準 (基地局・陸上移動局)

実施者	無線局の種別 点検項目	基地局	陸上移動局	
			車載型	携帯型
管理 責任者	送信出力	○	○	○
	周波数偏差	○	○	○
	最大周波数偏移	○	○	○
	VSWR	○	○	○
	スプリアス輻射	○	○	○
	20dBBS感度	○	○	○
	スケルチ感度及び動作	○	○	○
	各機能動作試験	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	電源装置	○	○	○
通話試験	○	○	○	
通信 責任者	各機能動作試験	○	○	○
	送受信動作の確認	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	無線設備本体の状況の確認	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	バッテリーの充電状態			○

備考 ○印の項目について点検すること。

(その2)

無線設備保守点検基準（固定系親局・固定系子局）

実施者	無線局の種別 点検項目	固定系親局	固定系子局	
			同報系子局用固定局	受信設備
管理 責任者	送信出力	○	○	
	周波数偏差	○	○	
	最大周波数偏移	○	○	
	受信入力		○	○
	VSWR	○		
	スプリアス輻射	○	○	
	20dBQS感度	○	○	○
	スケルチ感度及び動作	○	○	○
	電源電圧		○	○
	各機能動作試験	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	遠隔制御装置の動作	○		
	信号対雑音比	○		
通信 責任者	各機能動作確認	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	地図表示盤の確認	○		
	タイマー時計の確認	○		

備考 ○印の項目について点検すること。

別表第3 (第18条第3項)

区分	業務書類	処理方法	
基地局及び固定系親局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線業務日誌	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも (4) 管理責任者は、2年間保存するものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書の交付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	防災行政無線緊急放送書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	
	防災行政無線放送依頼書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	
陸上移動局	無線局免許状	車載型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		携帯型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
	無線局免許証票	車載型	自動車の運転者席の斜め前方のダッシュボード上であって、運転の支障とならず、かつ、自動車の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。ただし、当該箇所に掲示することが困難である場合は、これに準ずる箇所に掲示することができる。
		携帯型	無線設備に備え付けるものとする。
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
防災行政無線貸出簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
固定系子局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	

《様式 26 防災行政無線貸出簿》

《様式 27 無線設備点検記録簿》

《様式 28 無線設備点検記録年間状況報告書》

《様式 29 無線業務日誌》

《様式 30 基地局及び固定系親局運用状況報告書》

資料 31 基地局及び陸上移動局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、基地局及び陸上移動局の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、非常通信及び普通通信とする。

- (1) 非常通信 災害発生時等に対処するための緊急通信
- (2) 普通通信 非常通信以外の通信

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) その他市政の運用に関するもの

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければ

ばならない。

(通信方法)

第9条 通信の方法は、次のとおり行う。

(1) 呼出し 自局より相手局を呼出す場合には音声による相手局の呼出名称による。

(呼出事項)

- ① 相手局の呼出名称 3回以内
- ② こちらは
- ③ 自局の呼出名称 1回

(2) 応答 自局に対する呼出しを受信した局は、直ちに音声による応答をしなければならない。

(応答事項)

- ① 相手局の呼出名称 3回以内
- ② こちらは
- ③ 自局の呼出名称 1回

(定期試験通信方法)

第10条 定期試験通信方法は、次のとおり行う。

(1) ただいま試験中 (3回)

(2) こちらは (1回)

(3) 自局の呼出名称 (3回)

(4) 1分間聴守を行い、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。

(5) 「本日は晴天なり」 (連続)

(6) 自局の呼出名称 (1回)

(統制時の通話)

第11条 使用方法は、平常時と同様であるが、本部統制卓において、すべての通話モニター及び必要に応じて、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱いの順序の指定などを行う。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

資料 32 固定系親局及び固定系子局の運用要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和61年4月訓令第6号。以下「訓令」という。)第19条の規定により、固定系親局及び固定系子局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害及び大規模停電情報であって緊急を要するもの
- (2) 光化学スモッグ等の大気汚染に関すること
- (3) 熱中症に関する情報
- (4) 市行政の周知連絡に関すること
- (5) 時報
- (6) 電波法(昭和25年法律第131号)に定める範囲内において、市長が特に必要と認めた事項

(放送の種類)

第3条 放送の種類及び放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 前条第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる放送事項
- (2) 一般放送 前条第4号に掲げる放送事項
- (3) チャイム放送 前条第5号に掲げる放送事項

(緊急放送)

第4条 緊急放送は、次の場合に総括管理者の指示を受けて無線従事者が行うものとする。

- (1) 災害が発生したとき、又は災害の発生が予測されるとき。
- (2) 光化学スモッグ注意報又は光化学スモッグ警報が発令及び解除されたとき。

2 緊急放送は、極力上司の指示を受け流山市地域防災計画(資料編)に定める例文に基づき、市民生活部防災危機管理課又は消防本部消防防災課において行う。

3 緊急放送を行ったときは、速やかに防災行政無線緊急放送書(別記第1号様式)により総括管理者に報告するものとする。

(一般放送)

第5条 一般放送は、必要に応じ原則として午前10時に行う。

2 一般放送は、次の場合には行わない。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日

3 各課長等は、所掌の事務により市民に周知する必要があるときは、原則として放送希望日の5日前までに防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)により、総括管理者へ依頼しなければならない。

4 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し放送の可否について決定するものとする。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼課長等に通知するものとする。

5 一般放送は、市民生活部防災危機管理課において行い、その放送内容を管理責任者に報告するものとする。

6 一般放送は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の方法)

第6条 緊急放送(遠隔操作による放送を含む。)及び一般放送は、必要に応じて次に掲げる方法により行う。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送
- (4) 緊急一斉放送

(チャイム放送)

第 条 チャイム放送は、次に掲げる時間により行う。

- (1) 午後4時 1月、10月、11月、12月
- (2) 午後5時 2月、3月、4月、9月
- (3) 午後6時 5月、6月、7月、8月

(遠隔操作)

第8条 遠隔操作の運用時間は、原則として正規の勤務時間以外とする。

2 遠隔操作による放送は、緊急放送に関するもののみとする。

(遠隔操作の特例)

第9条 遠隔操作の運用においては、消防長が総括管理者の業務を代行するものとする。

附 則 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

《様式 31 防災行政無線緊急放送書》

《様式 32 防災行政無線放送依頼書》

資料 33 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和61年流山市訓令第6号)第19条の規定に基づき、防災及び災害に関する情報を伝達するための手段の一助としての防災行政無線局(固定系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の範囲)

第2条 戸別受信機は次に掲げる施設に設置する。

- (1) 市の公共施設
- (2) 自治会が指定した建築物
- (3) 避難所、病院、福祉施設等災害時の拠点となる施設
- (4) その他市長が必要と認める場所

(設置の承諾)

第3条 市施設以外に戸別受信機を設置又は移設する場合、設置を承諾した者(以下「承諾者」という)は防災行政無線(固定系)戸別受信機設置承諾書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 次に掲げる費用は市が負担するものとする。

- (1) 戸別受信機の初期設置に係る費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に係る費用
- (3) 善良な管理課において生じた故障及び破損の修理に係る費用

(承諾者の責務)

第5条 承諾者は、戸別受信機を適正に管理するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時電源を入れておき、音量等を最良の状態に調整しておくこと
- (2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源(乾電池)の点検及び交換をすること
- (3) 戸別受信機の異常を発見したときは、市長にその旨を報告すること
- (4) 戸別受信機は、電池の交換以外、絶対に内部の機器に手を触れないこと

(譲渡等の禁止)

第6条 承諾者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(解除及び撤収)

第7条 市長は、承諾者が次の各号に該当すると認めるときは、戸別受信機の貸与を解除し、当該戸別受信機を撤収することができる。

- (1) 承諾者がこの要領に違反したとき
- (2) 防災行政無線局の管理運用上、特に支障があると認めるとき
- (3) 承諾者から戸別受信機を必要としない旨の申し出があったとき

(4) 承諾者が、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、戸別受信機の管理及び取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

《様式 33 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書》

資料 34 MCA無線設置場所

平成28年12月現在

区分	設置場所	無線番号	住所	電話	アンテナ工事及びアンテナ形式	機器
市役所	防災行政無線室(第1庁舎3階)	100	流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6312	アンテナ工事(SL-9300C)	指令局
	防災危機管理課(第2庁舎2階)	101	流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6310	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	秘書広報課(第1庁舎3階)	102	流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6063	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	学校教育課(第1庁舎2階)	103	流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6104	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	社会福祉課(第2庁舎1階)	104	流山市平和台1丁目1番地の1	04-7150-6079	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
避難所等 公共施設	市民総合体育館	201	流山市野々下1丁目40番地の1	04-7159-1212	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	保健センター	202	流山市西初石4丁目1433番地の1	04-7154-0331	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	水道局	203	流山市西初石5丁目57番地	04-7159-5315	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	南流山福祉会館	204	流山市南流山3丁目3番地の1	04-7150-4320	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	十太夫福祉会館	205	流山市十太夫97番地の1	04-7154-5254	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	駒木台福祉会館	206	流山市駒木台221番地の3	04-7154-4821	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	江戸川台福祉会館	207	流山市江戸川台東1丁目251番地	04-7154-3026	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	思井福祉会館	208	流山市思井79番地の2	04-7159-5666	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	向小金福祉会館	209	流山市向小金2丁目192番地の2	04-7173-9320	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	赤城福祉会館	210	流山市流山8丁目1071番地	04-7158-4545	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	勤労者総合福祉センター	211	流山市大坪25番地の17	04-7155-5701	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	高齢者福祉センター森の倶楽部	212	流山市大字東深井986番地の1	04-7152-2373	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	生涯学習センター	213	流山市中110番地	04-7150-7474	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	東部公民館	214	流山市名都借756番地の4	04-7144-2988	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	初石公民館	215	流山市西初石4丁目381番地の2	04-7154-9101	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	北部公民館	216	流山市美原1丁目158番地の2	04-7153-0567	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	南流山センター	217	流山市南流山3丁目3番地の1	04-7159-4511	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	江戸川台駅前出張所	218	流山市江戸川台東1丁目4番地	04-7152-3132	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
	おおたかの森出張所	219	流山市西初石6丁目185番地の2	04-7154-0333	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	東部出張所	220	流山市名都借313番地の1	04-7144-2175	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局
	博物館	221	流山市加1丁目1225番地の6	04-7159-3434	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	文化会館	222	流山市加1丁目16番地の2	04-7158-3462	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	流山福祉会館	223	流山市流山2丁目102番地	04-7159-1520	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	西深井福祉会館	224	流山市大字西深井313番地	04-7154-3120	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	東深井福祉会館	225	流山市大字東深井498番地の30	04-7155-3638	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	南福祉会館	226	流山市南102番地の2	04-7155-3160	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	名都借福祉会館	227	流山市名都借274番地	04-7144-5510	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	野々下福祉会館	228	流山市野々下2丁目709番地の3	04-7145-9500	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	平和台福祉会館	229	流山市平和台5丁目45番地の3	04-7158-4264	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	下花輪福祉会館	230	流山市大字下花輪227番地	04-7150-4126	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	中野久木保育所	231	流山市大字中野久木373番地	04-7152-0921	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	平和台保育所	232	流山市平和台2丁目6番地の3	04-7158-1424	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	江戸川台保育所	233	流山市江戸川台東3丁目5番地	04-7152-0611	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
向小金保育所	234	流山市向小金3丁目102番地の1	04-7174-5217	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
東深井保育所	235	流山市大字東深井177番地の2	04-7154-6025	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
福祉避難所	社会福祉協議会(地域福祉センター内)	236	流山市平和台2丁目1番地の2	04-7159-4735	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局
避難所等	市民活動推進センター(生涯学習センター内)	237	流山市中110番地	04-7150-4355	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局
消防本部	消防防災課	251	流山市三輪野山1丁目994番地	04-7158-0151	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
消防署	中央消防署	252	流山市三輪野山1丁目994番地	04-7158-0119	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	東消防署	253	流山市前ヶ崎449番地の1	04-7146-0119	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	南消防署	254	流山市南流山3丁目6番地の7	04-7159-0119	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
	北消防署	255	流山市美原2丁目139番地の1	04-7152-0119	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局

区分	設置場所	無線番号	住所	電話	アンテナ工事及びアンテナ形式	機器		
48	小学校	流山小学校	301 流山市流山4丁目359番地	04-7158-1043	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
49		八木南小学校	302 流山市芝崎92番地	04-7158-1142	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
50		八木北小学校	303 流山市美田208番地	04-7152-4604	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
51		新川小学校	304 流山市大字中野久木339番地	04-7152-3004	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
52		東小学校	305 流山市名都借856番地	04-7145-3369	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
53		江戸川台小学校	306 流山市江戸川台東3丁目1番地	04-7152-0103	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
54		東深井小学校	307 流山市大字東深井879番地の2	04-7153-3430	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
55		鷗ヶ崎小学校	308 流山市鷗ヶ崎7番地の1	04-7158-5911	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
56		向小金小学校	309 流山市向小金3丁目149番地の1	04-7174-1320	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
57		西初石小学校	310 流山市西初石4丁目347番地	04-7154-5863	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
58		小山小学校	311 流山市十太夫97番地の1	04-7154-6937	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
59		長崎小学校	312 流山市野々下2丁目10番地の1	04-7145-2111	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
60		流山北小学校	313 流山市加1丁目795番地の1	04-7159-5674	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
61		西深井小学校	314 流山市大字西深井67番地の1	04-7154-8655	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
62		南流山小学校	315 流山市木487番地	04-7159-2521	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
63		中学校	南部中学校	316 流山市加3丁目600番地の1	04-7158-0137	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
64			常盤松中学校	317 流山市東初石3丁目134番地	04-7152-0842	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
65			北部中学校	318 流山市大字中野久木577番地	04-7152-0036	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
66			東部中学校	319 流山市名都借865番地	04-7144-3514	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
67			東深井中学校	320 流山市大字東深井47番地	04-7154-5864	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
68			八木中学校	321 流山市古間木210番地の2	04-7159-7461	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
69			南流山中学校	322 流山市流山2丁目539番地の1	04-7159-2551	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
70			西初石中学校	323 流山市西初石4丁目455番地の1	04-7154-3091	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
71			小中学校	おたかの森小・中学校	324 流山市市野谷621番地の1	04-7159-7001	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
72			高等学校	流山高等学校	351 流山市東初石2丁目98番地	04-71533161	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
73		流山おたかの森高等学校		352 流山市大野275番地の5	04-7154-3551	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
74		特別支援学校流山高等学園		353 流山市野々下2丁目496番地の1	04-7148-0200	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
75		特別支援学校流山高等学園第2キャンパス		354 流山市名都借140番地	04-7141-9900	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
76		流山南高等学校		355 流山市流山9丁目00番地の1	04-7159-1231	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
77		流山北高等学校		356 流山市大字中野久木7番地の1	04-7154-2100	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
78		大学		東洋学園大学	357 流山市大字鷗ヶ崎1660番地	04-7150-3001	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局
79	江戸川大学			358 流山市駒木474番地	04-7152-0661	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
80	東京理科大学			359 野田市山崎2641番地	04-7124-1501	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局	
81	麗澤大学	360 柏市光ヶ丘2丁目1番地の1		04-7173-3601	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局		
82	福祉避難所 老人福祉施設	特別養護老人ホーム春の苑	401 流山市大字東深井518番地の1	04-7178-3377	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
83		特別養護老人ホームあざみ苑	402 流山市野々下2丁目488番地の5	04-7141-2200	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
84		特別養護老人ホームリバーバレス流山	403 流山市大字西深井142番地	04-7152-1211	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局		
85		特別養護老人ホームはまなす苑	404 流山市こうのす台269番地の1	04-7155-2222	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
86		特別養護老人ホーム流山こまぎ安心館	405 流山市駒木649番地の3	04-7178-5556	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
87		介護老人保健施設ナーシングプラザ流山	406 流山市前ヶ崎248番地の1	04-7145-0111	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
88		介護老人保健施設ハートケア流山	407 流山市小屋146番地の1	04-7178-2200	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局		
89	指定避難者ではないが、災害時に住民の避難先となる施設等	流山警察署	501 流山市三輪野山744番地の4	04-7159-0110	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
90		JR武蔵野線南流山駅	502 流山市南流山1丁目25番地	04-7158-7231	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
91		東武野田線流山おたかの森駅	503 流山市西初石6丁目181番地の3	04-7153-2277	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
92		つくばエクスプレス流山おたかの森駅	504 流山市西初石6丁目182番地の3	04-7156-1211	携帯機のみでアンテナ未使用	携帯局		
93		流鉄流山線流山駅	505 流山市流山1丁目264番地	04-7158-0117	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
94		東武バスターミナル西柏営業事務所	506 柏市高田1345番地	04-7146-8895	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
95		京成バス松戸営業所	507 松戸市古ヶ崎101番地	047-362-1256	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
96	病院	流山中央病院	601 流山市東初石2丁目132番地の2	04-7154-5741	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
97		東葛病院	602 千葉県流山市中102番地の1	04-7159-1011	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
98		千葉愛友会記念病院	603 流山市鷗ヶ崎1番地の1	04-7159-1611	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
99		おたかの森病院	605 柏市豊四季113番地	04-7141-1117	アンテナ工事(SL-9300C)	携帯局		
100		江陽台病院	606 流山市大字西深井393番地の1	04-7153-2555	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局		
101	柏の葉北総病院	607 流山市駒木台233番地の4	04-7155-5551	2段コーリアンテナ(SL-935P)	携帯局			

